

令和6年3月

射水市議会定例会議案説明書
(議員提出議案)

議員提出議案第 1 号

射水市議会委員会条例の一部改正について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）等の一部改正により、議会に係る手続のオンライン化が可能となることから、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 公聴会で意見を述べようとする者の申出のオンライン化

委員会において、公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとするもの。

(2) 公述人の文書による意見提示のオンライン化

委員会において、公述人の文書による意見提示を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとするもの。

(3) 会議記録作成のオンライン化

委員会の会議記録を電子情報処理組織を使用する方法により作成できるよう、署名又は押印について、氏名等を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができることとするもの。

2 施行期日

令和6年4月1日

議員提出議案第 2 号

射水市議会会議規則の一部改正について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）等の一部改正により、議会に係る手続のオンライン化が可能となること及び災害の発生による緊急時等に会議時間を変更することができる規定を整備する必要があることから、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 議会に係る手続のオンライン化

議長、議員等に対して行われる通知のうち、文書等により行うことが規定されているものについて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとするもの。

(2) 緊急時等における会議時間の変更

災害の発生による緊急時等に会議時間を変更する必要がある場合、会議中だけでなく会議時間を変更することができることとするもの。

(3) 携帯品の持込みの届出制

病気その他の理由により車椅子、つえ等を議場又は委員会の会議室に持ち込む場合、議長の許可が必要であったものを届出制に改正するもの。

(4) 請願の委員会付託省略

請願の委員会付託省略を議案と同様に議決事項に改正するもの。

(5) 懲罰動議及び懲罰事犯における代理弁明

懲罰動議及び懲罰事犯の会議において、病気等で弁明をすることが不可能な場合、代理による弁明の機会を設けることが、弁明機会の確保及び審議の充実に資することから、他の議員に代理弁明させることができることとするもの。

(6) その他規定の整備

用字用語の整備等に伴い改正するもの。

2 施行期日

令和6年4月1日